3

#### きほんてきじこう 第3 計画推進のための基本的事項

#### けいかく 【計画の体系】

きぼう ひと あんしん ちぃき く しゃかい じつげん 希望するすべての障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会の実現

### 《項目》

# ・ボールいどうしょう しゃじょうれい しさく すいしん 北海道障がい者条例の施策の推進

### まいしんしさく **《推進施策》**

- けんりょうご すいしん ぎゃくたい ぼうし(1)権利擁護の推進・虐待の防止
- (2) 意思決定支援の推進
- (3) 成年後見制度等の活用促進
- (4) 理解の促進
- ちいきふくしかつどう すいしん (5) 地域福祉活動の推進
- でしょう 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

- (1) 地域づくり委員会等の取組
- どうみん きぎょう ぎょうせいとう いったい おうえんたいせい (1) 道民、企業、行政等が一体となった応援体制 づくり

いっぱんしゅうろう すいしん

- (2) 一般就労の推進
- tai lpj33j きかい かくほ (3) 多様な就労の機会の確保
- ふくしてきしゅうろう そこぁ (4) 福祉的就労の底上げ

#### ちいきせいかつしぇんたいせい じゅうじつ 地域生活支援体制の充実 II

そうだんしえんたいせい ちぃきぃこうしえん じゅうじつ 相談支援体制・地域移行支援の充実

- せいかつし え んたいせい じゅうじつ (1) 生活支援体制の充実
- そうだんし えんたいせい ちいきいこうしえん じゅうじつ きょうか
- (2) 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化
- しょうがいふくし ちいきせいかつしえんじぎょう じゅうじつ (3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実
- (4) 生活安定施策の推進
- しょうがいふくし じぎょうしゃとう してい しどうかんさ(5)障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査 の実施

ていきょうきばん せいび サービス提供基盤の整備

- (1) 住まいの基盤整備の充実
- (2) 日中活動サービスの充実
- (3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実
- (4) 共生型地域福祉拠点の取組の推進
- (5) 地域間格差の縮小
- (6) 施設による支援

19

はけんふくし いりょうしさく じゅうじつ 保健福祉・医療施策の充実

- (1) 適切な保健・医療施策の充実
- (2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- でいた なんびょうかんじゃ かた しょう (3) 精神障がいのある人や難病患者の方など障が とくせい おう しえん じゅうじつ
  - い特性に応じた支援の充実
- (4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステ ムの構築
- たよう じんざい かくほ ていちゃく ようせいおよ 多様な人材の確保・定着・養成及びサービス の質の向上
- じんざい かくほ ていちゃく ょうせい (1) 人材の確保・定着・養成
- (2) サービスの質の向上

#### じりつ しゃかいさんか そくしん Ⅲ 自立と社会参加の促進

8 障がい児支援の充実

- (1) 障がいのある子どもに対する支援の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への 支援の充実
- はったっしょう 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人 等への支援
- (1) 発達障がいのある人に対する支援の充実
- でいたく しょう しょん じゅうじってと しょん じゅうじって (2) 在宅の障がいのある人等への支援の充実
- 10 自立と社会参加の促進・取組定着
- (1) 社会参加の促進
- ぶん かげいじゅつかつどう
- (2) スポーツ・文化芸術活動の振興
- (3) 読書バリアフリーの推進
- しょうがいがくしゅうき かい じゅうじつ (4) 生涯学習機会の充実

- IV バリアフリー社会の実現
- ほっかいどう い し そつうしえんじょうれい しゅわげん ご じょうれい 11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例\*<sup>20</sup>の しさく すいしん 施策の推進
- (1) 情報通信における情報アクセシビリティ\*21の 向上
- い し そつうしえん じゅうじつ (2) 意思疎通支援の充実
- げんご しゅわ りかいそくしんとう 言語としての手話の理解促進等
- 12 安全確保に備えた地域づくりの推進
- (1) 住まい・まちづくりの推進
- (2) 移動・交通のバリアフリーの促進
- (3) 防災・防犯対策の推進

3

#### けいかくすいしん きほんほうしん 【計画推進の基本方針】

#### しゃじょうれい しさく 北海道障がい者条例の施策の推進

#### けんりようご すいしん 権利擁護の推進

障害者虐待防止法及び障害者差別解消法や北海道障がい者条例に則して、障がいのある人への差別を きんし しょう しゃ けんり さいだいげん そんちょう 禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することな どについての理解促進を図ります。

## しょう **障がいのある人が暮らしやすい地域づくり**

しょう す な ちぃき あんしん く しゃかい しゃかい ほっかいどうしょう しゃ 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりのため、北海道障がい者 けんいき そうごうしんこうきょくおよ しんこうきょく しょかんくいき 条例第41条の規則で定める圏域(総合振興局及び振興局の所管区域)に設置した地域づくり委員会において、 ちいき かだいとう かいけつ めざ 地域の課題等の解決などを目指します。

### 3 就労支援施策の充実・強化

障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成 はか きぎょうとう れんけい きょうどう しょう ひと いょく とくせい おう しゅうろうきかい かくだい こうちん を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃 しょくばていちゃく (賃金) 水準の向上や職場定着を促進します。

#### ち いき しえ んたいせい じゅうじつ 地域支援体制の充実

#### そうだんし えんたいせい ちいき いこう しえん じゅうじつ 相談支援体制・地域移行支援の充実

btoにゅうしょしゃ いこう はあく うけいれないき しせつ れんけい ちいきせいかついこうご 施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との れんけい はか たいしょ きほう かたがた ちいきせいかつ いこうそくしん はか どう しちょうそん やくわりぶんたん 連携を図り、退所を希望される方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による モラ症ムレーネールたいせい せいび しょう ひと い も せいかつ しゃかいさんか そくしん つと 相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めるとと にゅうようじき がくれいき せいねんき そうねんき こうれいき もに、乳幼児期や学齢期、青年期、壮年期、高齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができ かんけいきかんとう れんけい とりくみ ざいたく せいかつ しょう ひと こうれいか じゅうどか かいごしゃ るよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには介護者 きゅうびょうとう きんきゅうじ ちいき せいかつ けいぞく たいせいせいび そくしん の急病等の緊急時においても、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

しょう のと てきせつ いしけっていしえん みずか けってい もと みぢか ちいき にちじょうせいかつまた また、障がいのある人が適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は しゃかいせいかつ いとな たいせい せいび ざいたく りょうてき しつてきじゅうじつ はか しせっにゅうしょしゃ ちぃき社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者の地域 生活への移行を推進します。

さらに、障害福祉サービス事業者等で適切な食質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査 じっし していご りょうしゃ じんけんょうご きゃくたいぼうし いしけっていしぇん たいせいせいびとう てきせいを実施し、指定後においても利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な 事業運営が行われるよう指導に努めます。

#### ていきょうき ばん サービス提供基盤の整備

ではなっていた。 しょうしょ しょけんとう あこな けんじき しかい しょうでん しきょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょりょう しょっしょ しょうしょ しょしょ しょうしょ しょしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょしょ しょ しょしょ しょしょ しょしょ しょ しょしょ しょしょ しょしょ しょしょ しょしょ しょしょ しょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょ しょしょ しょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょしょしょ しょしょしょ しょしょしょしょしょ しょしょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょしょしょしょ しょしょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょしょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょしょしょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょしょしょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょしょしょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょしょしょしょ しょしょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ しょしょしょしょしょ しょしょしょ しょしょ しょしょしょ

けいかくてき きばんせいび おこな ちいきかんかくさ しゅくしょう つと した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。

また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源 かくほ しょう しゃしさく こうれいしゃしさく ほか ふくししさく れんけい きょうせいがたじぎょう とう とりくみ すいしん を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業\*22等の取組を推進します。

#### ほけんふくし いりょうしさく じゅうじつ **6 保健福祉・医療施策の充実**

障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることができ、ていきょうたいせい じゅうじつ はか 出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進をはか 図ります。

また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、 世いしんしょう たいおう ちいきほうかつ こうちく せいしんしょう ひと たい ひつよう しえん おこな 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うこ ちいきせいかつ いこう ていちゃく そくしん とにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

## たよう じんざい かくほ ていちゃく ようせいおよ しつ こうじょう 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

サービスの提供に直接必要な障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着に努めるとともに、サービス りょうそうだん けいかくさくてい にな そうだんしえんせんもんいん かんりせきにんしゃとう ようせい おこな の利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行います。

また、適切で良質なサービスが提供されるよう、現場のニーズに即した研修などを通じ相談支援及び
しょうかいふくし とう しつ こうじょう はか
障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

# □ 自立と社会参加の促進

### **8 障がい児支援の充実**

発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援・通所支援・入所支援等のサービス提供体制の整備
では、まいましえんだいせい こうちく ちいましゃかい さんか ほうよう すいしん こ かぞく いっそう しえんだいせい や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へより一層の支援体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらにはがくれいき えんかつ いこう がっこうきょういく 学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システム\*23の推進などに加え、児童が18歳いこう かんきょう えんかつ いこう だいこう たいせい せいび はがります。

また、医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じ しえん。 ちいき いっかん た支援に地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図るとともに、身近な地域において、 せんもんてき りょういく きょういく う 専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

## はったつしょう ひと ざいたく しょう ひととう しぇん **9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援**

発達障がいのある人やその家族への支援が推進され、また、重症心身障がいや在宅の障がいのある人等 が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

3

## じりつ しゃかいさんか そくしん とりくみていちゃく 10 自立と社会参加の促進・取組定着

さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に かん りょうそくしん フと りょうそくしん フと 関する支援の利用促進などに努めます。

# IV バリアフリー社会の実現

# ほっかいどうい しそつうしえんじょうれい しゅわげんごじょうれい しさく すいしん 11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

では、しょう とくせい はいりょ いしきつうしゅだん かくほ いしきつうしえんしゃ ようせい はけんとう 障がいのある人に対し、障がい特性に配慮した意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を おこな あいしていしょうほうつうしんぎじゅつ かつよう しょう ひと しょう ひと しょう ひと しょうほう けっしってき どうとう じょうほう けっしまう こうじょう と く ではらいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報 を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション しゅだん かくじゅう じりつ しゃかいさんか そくしん 手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を はいます。 しょう しょう はん おこな 習得するための必要な支援を行います。

### 12 安全確保に備えた地域づくりの推進